22　中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更 について

１．本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

２．対象とする調達検討資材は、受注者からの発議に基づき監督職員と協議（第１回協議）の上決定する。

３．受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議（第２回協議）する。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議する。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材を調達した場合

４．受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、その別途調達経費については設計変更の対象とする。